

第1回古平町議会定例会 第2号

平成24年3月8日（木曜日）

○議事日程

- 1 議案第 8号 平成23年度古平町一般会計補正予算（第6号）
- 2 議案第 9号 平成23年度古平町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 3 議案第10号 平成23年度古平町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 4 議案第11号 平成23年度古平町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 5 議案第12号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例案
- 6 議案第13号 特別職で非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案
- 7 議案第14号 古平町公営住宅管理条例の一部を改正する条例案
- 8 議案第15号 古平町立学校設置条例の一部を改正する条例案
- 9 議案第16号 北海道市町村総合事務組合理約の一部を変更する規約について
- 10 諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 11 陳情第 1号 障害者自立支援法の廃止を求める国への意見書について

○追加議事日程

- 1 議案第17号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案
- 2 議案第18号 古平町保育所設置条例の一部を改正する条例案

○出席議員（10名）

議長10番	逢見輝続君	1番	鶴谷啓一君
2番	岩間修身君	3番	中村光広君
4番	本間鉄男君	5番	堀清君
6番	高野俊和君	7番	木村輔宏君
8番	真貝政昭君	9番	工藤澄男君

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町	長	本間順司君		
副町	長	田口博久君		
教	育	長	成田昭彦君	
総	務	課	長	小玉正司君

会 計 管 理 者	三 浦 史 洋 君
財 政 課 長	本 間 好 晴 君
民 生 課 長	佐々木 容 子 君
保 健 福 祉 課 長	佐 藤 昌 紀 君
産 業 課 長	山 本 耕 弘 君
建 設 水 道 課 長	藤 田 克 禎 君
幼 児 セ ン タ ー み ら い 所 長	宮 田 誠 市 君
教 育 次 長	村 上 豊 君
総 務 係 長	五 十 嵐 満 美 君
財 政 係 長	高 野 龍 治 君

○出席事務局職員

事 務 局 長	藤 川 恭 一 君
議 事 係 長 兼 務 総 務 係 長	和 泉 康 子 君

開議 午前10時00分

○**議会事務局長（藤川恭一君）** 本日の会議に当たりまして、出席状況を報告申し上げます。

ただいま議員10名全員の出席でございます。

説明員は、町長以下14名の出席でございます。

以上です。

◎開議の宣告

○**議長（逢見輝続君）** ただいま事務局長報告のとおり10名全員の出席を見ております。

よって、定足数に達しております。

これから本日の会議を開きます。

◎日程第1 議案第8号

○**議長（逢見輝続君）** 日程第1、議案第8号 平成23年度古平町一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○**財政課長（本間好晴君）** ただいま上程されました議案第8号 平成23年度古平町一般会計補正予算（第6号）についてご説明を申し上げます。

第1条に規定いたしますとおり、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,655万8,000円を減額いたしまして、予算の総額を歳入歳出それぞれ31億9,287万2,000円とするものでございます。

今次の第6回目となる補正予算の主体につきましては、会計年度の終期を間近にいたしまして、決算見込みの額と既定の予算の額との過不足を整理し、調整する内容を主体としてございます。

それでは、まず歳出予算から説明いたします。14ページ、15ページをお開きください。まず、議会費の3節職員手当等21万5,000円の減、旅費16万5,000円の減、交際費20万円の減で減額してございます。

それから、総務費におきましては、財産管理費の施設燃料費15万円の増、修繕料28万円の増、合わせまして43万円を追加してございます。施設燃料費につきましては、他の施設につきましては12月にほぼ補正をしてございますが、財産管理費の施設燃料費につきましては年度末を見据えて補正の必要があるということで今回補正したものでございます。それから、その下の町有建物除排雪委託料120万円の追加でございますが、公共施設、住宅等を含めて70万円、それから駐車場、役場、文化会館、B&G、元気プラザの除排雪をこの科目で計上してございますが、それで50万円、合わせまして120万円を追加いたしまして、総額を440万円としたものでございます。それから、後志広域連合負担金、これは介護保険分の介護給付費負担金の古平町から広域連合に支出している負担金でございますが、介護給付費の減による負担金の減ということで395万9,000円を減額したものでございます。

それから、税務総務費の需用費、税を考える週間参加記念品費8万円の減につきましては、平成

23年度に北後志納税貯蓄組合連合会が解散いたしましたことから、この連合会が主催しておりました小中学生を対象とした書道、作文の募集事業が23年度は行われなくなったということで全額を減額してございます。それから、地番図修正及び編さん業務委託料、これは事業が終了してございまして、修正箇所が当初見込みよりも少なかったというということで、不用となる額を減額したものでございます。

それから、監査委員費の旅費につきましては、11万3,000円を減額したものでございます。

次に、16ページ、17ページでございます。3款民生費の社会福祉費、国保会計の職員給与分の繰り出しと財政支援分の繰り出し、合わせまして722万9,000円を減額したものでございますが、財政支援繰出金につきましては後志広域連合への国保の分賦金負担分でございますが、これが歳入が増加したということから、支出が減額となっております。その影響を受けて、財政支援分が637万1,000円減額になったということで予算減額したものでございます。それから、地域福祉センター費の指定管理料、これは燃料費の単価のアップによる追加補正で131万4,000円を計上いたしました。それから、屋上防水改修工事が終了したということ、不用となる額23万2,000円を計上したものでございます。

次に、介護保険費の賃金31万3,000円、役務費27万円、委託料8万2,000円、それから介護保険地域支援事業費として賃金6万4,000円、報償費24万5,000円、13節委託料で71万7,000円、それから負担金で10万円につきましては、事業の決算見込みをにらんでの減額補正でございます。

それから、13目の障害福祉費の8節報償費の身体障害者相談員並びに知的障害者の相談員の報償費、それぞれ1名分5万1,000円を追加、そしてその相談員の費用弁償、旅費相当分ですが、その8,000円も追加計上してございますが、平成23年度から北海道からの権限移譲によりまして古平町が相談員を委嘱、任命するということで、そういった改正に対応した予算計上でございます。それから、12節役務費の8万8,000円、それから次ページの20節扶助金の920万1,000円、これにつきましては扶助費につきましては自立支援の給付関係の経費、それから特別対策の扶助費ということで増額しております。これに伴う認定時の審査支払手数料等もあわせて追加計上したものでございます。

それから、次の乳幼児等医療対策費の医療扶助費24万6,000円の追加につきましては、12月にも見通しを立てて増額してございましたが、さらに24万6,000円を追加したものでございます。

次に、4款衛生費の負担金で小樽協会病院の周産期医療支援負担金、これは北後志6市町村で負担しておりますが、本町の負担金15万円を追加したものでございます。北後志6市町村総体としては、720万円の支援額となっております。それから、小樽掖済会の古平診療所運営費補助金752万2,000円を減額いたしまして2,000万円としたものでございます。先日も説明いたしました、管球の取りかえ、それから医療機器の更新、この部分が24年度に繰り越しされたということで減額したものでございます。それから、簡易水道会計の繰出金45万6,000円の追加につきましては、公債費償還、過疎債、簡易水道債の普通交付税算入分のルール分でございますが、その額の確定により一般会計からの繰出金を追加したものでございます。

それから、保健事業費の基本健診関係の委託料につきましては、決算見込みを見ての減額でござ

います。同じく、妊婦一般健診の支援助成金につきましても減額でございます。

次に、21ページのじん芥処理費の北後志衛生施設組合負担金、これは衛生施設組合の予算の賦課金合わせて最終計上、追加したものでございます。

次に、6款の畜産振興費の町営牧場内道路樹木伐採委託料につきましても、決算見込みでの減額、9万1,000円を減じております。

それから、林業費の林道維持管理業務委託料並びに工事請負費につきましても、入札差金等の不用になる額を減額したものでございます。

それから、8款土木費の道路維持費、36万3,000円の光熱水費を追加してございますが、これは街路灯の電気料でございますが、これが不足するということで追加いたしました。

それから、道路除雪費の除排雪業務委託料、既定の予算5,000万円でございますが、1月末でほぼ予算額に達した実績ということで、1,500万円を追加いたしまして6,500万円としたものでございます。それから、ロータリー除雪車の購入費の913万7,000円につきましては、事業執行終了ということですので、予算額は減でございます。

次に、23ページの公共下水道費の下水道会計の繰出金、その他繰り出しの部分でございますが、下水道会計の下水道処理費の管理経費を減額補正しておりますので、その減に対応した一般会計の繰出金211万8,000円を減額したものでございます。

それから、9款消防費の北後志消防組合負担金の減額191万5,000円、それから防災備品購入費85万2,000円は、決算見込みに合わせた減額でございます。北後志消防組合負担金につきましては、30ページに内訳を記載しておりますが、これは水槽つきポンプ車購入、その事業が終了したことによる負担金の差額を減額したものでございます。

10款教育費の小学校整備費の解体工事実施設計業務委託料、これ契約済みでございます。その額に合わせた減額171万円を計上しています。それから、小学校改築用地購入費40万6,000円減、これも決算見込みの減額をしたものでございます。

次に、25ページ、災害復旧費の過年発生災害復旧費の公共土木施設災害復旧工事請負費533万1,000円を減額いたしまして2,790万円としてございます。これも契約等済みでございますので、その額に合わせた不用額を減額しております。

それから、林道チョパタン線の災害復旧工事請負費、これは32万6,000円の追加でございまして、実施設計等再計算いたしまして、契約に必要な額を追加計上したものでございます。

それから、基金積立金につきましては、財政調整基金50万円追加、それから減債基金9万円の追加、コミュニティーセンター建設基金9万円、役場庁舎建設基金5万円、ふるさと応援基金積立金99万円、古平小学校建設基金積立金9万円、端数を調整いたしまして10万円ないしは100万円、そういった単位の積立金とすることで総額181万円の追加計上したものでございます。

以上、歳出合計では既定の予算から1,655万8,000円を減額するという総額となっております。

次に、歳入の補正でございます。8ページ、9ページをお開きください。13款の国庫支出金につきましては、歳出のほうでの自立支援の給付費の支出増に伴いまして454万円を追加してございます。

それから、農林水産業費補助金として町有林作業道整備事業費補助金は144万4,000円の減、これは事業費に合わせた補助金の減額でございます。それから、林道チョペタン線災害復旧事業費補助金16万3,000円の増額につきましては、歳出でふやした分に伴う補助金分の増額でございます。

それから、社会資本整備総合交付金239万3,000円の減額、それからもう一本、43万円の減額、これは上のほうは除雪車の購入費の事業費の減に伴いまして補助金を減額したものでございます。それから、43万円の減額につきましては、庁舎わきに設置いたしました非常用電源機器設置事業、この決算額に合わせた歳入の減額でございます。それから、災害復旧費補助金681万4,000円の減額でございますが、平成22年に発生いたしました番ノ沢川復旧工事、それから町営牧場内を走る1号幹線の復旧工事費、合わせまして903万円の事業執行予定になって、23年度に終了するものでございますが、この補助金に対しましては査定官による査定が終了いたしましたして、補助がつくという段階で予算措置をしてございましたが、国の予算の総額の関係から23年度での交付はできないという状態にあります。24年度の予算で措置するような情報が来ておりますが、それははっきり確定はしておりませんので、断定的なことは申し上げられませんが、24年度で措置されるのではないかと考えております。そういたしますと、903万円に対する補助金を23年度予算から減額をせざるを得ないということで、総額681万4,000円を減額したところでございます。24年度に補助がされるということになれば、24年度の予算に補正予算としてその額を補正予算計上するというふうに考えてございます。

次に、教育費の古平小学校改築事業費補助金330万円の減額につきましては、当初パソコン接続の工事費について補助が受けられるだろうということで計上してございましたが、これも予算の関係から古平町への配分がなかったということで減額をしたものでございます。

14款の道支出金の民生費負担金の自立支援医療給付費負担金、それから障害者介護給付・訓練等給付費負担金227万円の追加につきましては、国庫補助金の増加と同様、支出の増加に伴う道の負担分を追加計上したものでございます。

それから、障害者費補助金、総額11万5,000円の減額につきましては、歳出予算で減額をしてございますので、それに合わせた歳入の減でございます。

それから、子宮頸がん等ワクチン接種事業補助金10万4,000円につきましても、決算見込みに合わせた予算を見てございます。

次に、財産収入の補正でございますが、財政調整基金利子から土地開発基金利子まで、利子分の決算見込額を追加いたしましたところでございます。

次に、16款の寄附金につきましては、一般寄附金160万9,000円、ふるさと応援寄附金61万4,000円、あわせまして222万3,000円を追加いたしましたものでございます。

それから、17款の基金の繰入金でございますが、古平小学校建設基金繰入金を120万円追加いたしましたして1億8,490万円の総額ということとしてございます。なお、平成22年度で予算措置いたしました繰り越しをした本体工事でございますが、22年度の繰り越し財源に充てる基金として4,020万円を見込んでございますので、その額と合わせますと2億2,510万円を取り崩すという見込みでございます。23年度末の基金残高、今回取り崩した後の23年度末の基金残高は1億2,900万程度に

なる込みでございませう。これにつきましては、基金が余るという形になりますので、これから起債償還等が始まりますので、そういったものに振りかえていかなければならないかなと思っております。

次に、13ページになりますが、諸収入の雑入に606万8,000円を計上してございませう。それぞれ一部事務組合、北しりべし廃棄物処理広域連合等の前年度の精算還付金が確定してございませうので、それを追加計上してございませう。

それから、最後に20款町債につきましては、乳幼児・児童医療費支援事業債から過年発生災害復旧事業債まで、決算見込額に合わせた歳入額への調整をしてございませう。総額としては1,860万円を減額してございませう。

最後に、7ページをごらんください。23年度に予算に計上してございませう多機能型地域住民活性化ステーション整備事業、これは先般2月で補正計上いたしました町からの古平福祉会への事業に対する補助金でございませうが、そのうちの300万円分、それから林道チョペタン線災害復旧事業4,210万6,000円につきましては、23年度中の執行完了が困難ということで、24年度に繰り越して使用すると、そういうことで予算繰り越しの措置をお願いするものでございませう。

以上、歳入歳出予算補正につきまして説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（逢見輝統君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませうか。

○8番（真貝政昭君） 11ページの基金繰入金で、小学校の基金に平成23年度で括弧書きのところを見ますと約1億8,200万の合計になります。それで、新年度予算のほうを見ましたら建設基金からの繰り入れで3,500万ほど予算で見えています。約1億8,200万から3,500万引きますと1億5,000万になるのですけれども、平成24年度の予算資料を見ますと小学校建設基金の基金残高が1億弱というふうに説明されているのです。この違いは何かという部分をお聞きしたいのです。

それから、民生費で19ページです。衛生費になります。委託料の妊婦健診なのですが、予算の約半分という補正がされていますけれども、23年度1年間において対象の人数が結果的に何名になったのかお聞きします。

○財政課長（本間好晴君） 小学校の基金の残高の関係ですが、今真貝議員おっしゃいましたとおり24年度の予算説明書の77ページに23年度の末の小学校の建設基金残高が1億2,910万円と記載してございませう。そういたしますと、説明では23年度末の基金残高が1億2,910万円ということになります。真貝議員が括弧書きの1億8,490万円から引いたというような計算をしてございませうが、引くという計算をするのはちょっと誤りかなと、要は1億8,490万円は23年度の歳入に組み入れるということですので、1億8,490万円を取り崩すということになるという補正でございませう。ですから、77ページの数字を見てお話しいたしますと、22年度に3億5,500万円ありましたと、それが23年度では1億2,910万円になると、なぜ減るのかというと、23年度に1億8,490万円を取り崩すからと、これプラス22年度で繰り越し財源となっている基金4,020万円がありますので、それを崩すことになるので、合わせると2億2,510万円が取り崩しされるからと、そういうふうに計算ではなりません。

○保健福祉課長（佐藤昌紀君） 妊婦一般健診の健診委託料ですが、当初20名ほどで予算計上しておりました。ちなみに、人数で言いますと、新規が14名ほどにとどまっております。それとプラス、届け出をしないという方もありました。それから、妊娠20週以降になってからの届け出があったりだとかして、合計14回の健診があるのですが、それをすべてこなしていなかったという部分もあります。それで、予算では合計で280回の健診を予定していたのですが、現在の見込みでは133回程度で終わるという見込みをしております。

○8番（真貝政昭君） 妊婦健診については、最終的に平成23年度で何名の方が町において予定されているかということです。

それから、ページ数は21ページです。ロータリー除雪車購入費ですけれども、額ではなくて、シャッター付きのマルチプラウですけれども、民間業者に導入をお願いするという町の方針でしたけれども、その後業者との対話の中でどのような反応で受けとめられているかお聞きします。

○建設水道課長（藤田克禎君） 昨年度の末、町の除排雪業務委託発注する段階で1社が倒産しておりました。それで、新しい構成員で参入した業者にお会いしまして、シャッタープラウ使ってみてくれないかということで要請したわけなのですが、幸いにしてその業者が使っていたということで、役場所有車とは別に民間でも1台実際の路線で使用してございます。それと、企業体の構成員の代表者とお会いしまして、その旨は伝えたところでございますが、まだ文書のほうに関しましては明確には送っておりません。

以上でございます。

○保健福祉課長（佐藤昌紀君） 真貝議員おっしゃられた質問の趣旨なのですが、23年度中の妊婦の数ということでしたでしょうか。妊婦の数え方なのですが、22年度から引き続きの妊婦の方と23年度新しく妊婦になられた方の数でいきますので、その数については資料を今持ち合わせていないのですが、新規で14名というふうに数字はとらえております。予定も含めてです。

○8番（真貝政昭君） 教育長に伺いますけれども、新校舎になってスタートするのですが、その初年度に子供の数の減少傾向ということを非常に懸念しているのです。古平高校も廃校になりまして、一体ここの町の子供はどのように今後するかというのが不安材料なのですが、今1学年1学級になっていますけれども、複式学級になる児童数、これは基準というのはあるのですか。

○教育長（成田昭彦君） 学年によって違うのでございますけれども、1年生であれば8名という形になってございます。それから、2年生以降であれば複式に合わせて15名から16名という基準が設けられております。

○6番（高野俊和君） 今説明あったのですが、19ページの妊婦というのは、最初に話を聞いたときに妊婦1人につき町で2万円というような認識だったのですが、今聞くと週とか月によって違うような説明ですけれども、1人につき2万円ということになると計算というか、数字がちょっと合わないのかなと思うのですが、1人につき支援分が2万円ということではないのですか。

○保健福祉課長（佐藤昌紀君） 妊婦一般健診につきましては、1人に対して2万円ということではありません。健診が合計で14回ございます。その健診内容によっても単価が違いますので、一概

に言えないのですが、合計で14回と、あと超音波検査だとかもろもろの検査をして、約なのですけれども、7万弱のお金が1人に対して支出されております。

○6番（高野俊和君） 費用としてかかる分は別にして、1人かかったことにおいて古平町の負担が2万円という説明が前にあったような気がするのだけれども、それは関係ないのですか。それとも、全体の金額が協会病院のように決まっていて、人数が少なくなると単価が上がっていくという、そういう方式になるのですか。

○保健福祉課長（佐藤昌紀君） 高野議員おっしゃられているのは、小樽協会病院の周産期医療に対する補助金の額の1人当たりの計算での単価だと思います。ここで言っているのは、妊婦健診、小樽協会病院だけではなくて札幌でも、小樽でいくとおたるレディースクリニックでも、妊婦さんが妊婦健診を受けられるときに係る経費について役場が負担しているものです。

○6番（高野俊和君） わかりました。引き続きいいですか、21ページ。

○議長（逢見輝統君） はい、どうぞ。

○6番（高野俊和君） 21ページの除排雪の委託料が1,500万追加になっているのですけれども、ということは大がかりな排雪を3月中に行うということなのでしょう。それもし行うとすれば、いつごろやるのかお聞きしたいと思いますけれども。

○建設水道課長（藤田克禎君） 大変申しわけございません。今のところ考えてはございません。道路幅を広げるためにロータリー除雪車で投雪的な状況でございますので、現段階ではやらないということでございますが、これからまた降るようであれば、その辺は考えなければならぬということでございます。なおかつ、この1,500万につきましては3月末の時点で5,500万、もう予算オーバーしておりますので、当然3月も除雪出動する可能性がございますので、その辺のことを考慮いたしまして1,500万円を補正するものでございます。

○5番（堀 清君） まず、除排雪のことなのですけれども、総体の金額、最終的には5,000万というあれしているのですけれども、除雪と排雪の金額の残分というのは即答できますか。

○建設水道課長（藤田克禎君） 私の答えが案分になっているかどうか、その辺はわかりませんが、運搬排雪につきましては1立米300円、運搬排雪の回数自体は立米数によります。除雪の状況でございますが、1回当たりの除雪費につきましては160万ぐらいというような試算をしております。そんなところでよろしかったでしょうか。

○5番（堀 清君） まず、今の段階でいうと、除排雪は例えば5,000万円だとすると、その中の大体3割から、金額的なもの、前年度の実績等々でも構わないですから、ちょっとお知らせ願います。

○建設水道課長（藤田克禎君） 答弁調整をお願いします。

○議長（逢見輝統君） 答弁調整のため暫時休憩いたします。

休憩 午前10時41分

再開 午前10時45分

○議長（逢見輝続君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

○建設水道課長（藤田克禎君） 20年、21年、22年でよろしかったでしょうか。20年でいいますと除雪費が40%、排雪費が60%、21年でいいますと除雪費が22%、排雪費が78%、22年でいいますと除雪費が38%、排雪費が62%。

以上でございます。

○5番（堀 清君） 今の説明してもらってびっくりしているのですけれども、当町の除雪というのは管内でもずば抜けてきれいにやっているという形で自分らはとらえているのですけれども、体制的にはきちっとする形のものを今後も継続していくというような考えですか。

○建設水道課長（藤田克禎君） 当然除雪自体がよくなれば、住民感情もそれに合った形になります。そういった部分に関しましては余り崩したくないというような状況で、今後も続けていきたいというふうに思っております。

○9番（工藤澄男君） 私も関連して除雪のほうでちょっと聞きたいのですけれども、先日担当職員の方々が今の型式のプラウの調査を一生懸命行っておりました。その結果の内容といたしますか、どういう反応があったのか。それから、実際にシャッターつきによってよかった面とこれから改良しなければならぬ面が出たり、あると思うのですけれども、その辺はどのように考えていますか。

○建設水道課長（藤田克禎君） 答弁調整をお願いします。

○議長（逢見輝続君） 答弁調整のために暫時休憩します。

休憩 午前10時47分

再開 午前10時48分

○議長（逢見輝続君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

○建設水道課長（藤田克禎君） 大変申しわけございません。ただいまお手元に配りました資料に基づいてご説明させていただきます。

まず、表題としましては、シャッターつきプラウの使用状況でございます。まず、1つ目に写真説明でございますが、写真番号1番をお開きください。これにつきましては、大雪の際、雪を抱いてシャッターつきを使用した場合、置き雪対策ができているかどうかを確認するために行いました。オペレーターによりますと、多く雪を抱いたときにセンター部分にこぼれた雪が多いということで、その実証をするためにこういった試験を行って確認しました。写真の①の部分の右下の部分に真ん中ら辺に雪が置かれているような状況、これがそのとおりでございます。この雪が多くなる場合もでございます。②の写真をごらんください。シャッターつき使用と使用しない場合と交互に行いました。これにつきましては、間隔をあけることによって幾らかでもセンター部分に残っている雪が少なくなるのでないかなということを実証するために行いました。これも右下の写真をごらんください。案の定センター部分には雪が少ない。多少は残りますけれども、雪が少ないような状況がわかりました。次、3番目の写真をごらんください。これはシャッターつきを使わないで、排土板のみで装置の出入りである程度置き雪対策を行ったような状況でございます。これもある程度なされて

はいるのですけれども、同じ運転手が行った場合であっても間口によっては多かったり少なかったり、そういった雪の状況になるということでございます。次、4番目の写真をごらんください。これはシャッターつき、または排土板による巻き出しを行わないで、そのままの通常の今までやってきたような除雪の仕方で行った状況でございます。案の定雪が多く置かされているような状況がわかるかと思えます。

これによりまして、次、シャッターつきプラウの長所でございますが、シャッターつき、作業する上での作動のレバーのロスがない、時間なロスがないと、あったにしてもわずかということを経験者のほうから聞いております。路面上に少ない雪の場合には、間口にはほとんど雪が置かれないような状況になります。次に、雪を抱いていく場合には多くの雪を抱けるので、作業効率が上がると。これは、民間のほうのシャッターつきプラウ操作やっている業者のほうからこの辺については聞いております。次、シャッターつきプラウの短所でございますが、先ほど写真番号①でお示したようにセンター部分が残ると、そういった状況になったときに除雪の距離自体が1回ふえてくるのです。当然その部分の時間かかりますので、1回の除雪でも1.5倍になるというような状況です。往復と1本分がふえるというような状況です。次ですが、間口が広い場合については逆効果、これは間口を決めるか、それかシャッターつきを使わないでプラウの巻き出しで操作しながらやっていくかということでございますが、その辺についてはまだ決めかねてございます。次、シャッターつきプラウの年度分けの使い方ということでございますが、ある新聞によりますとシャッターつきプランを年度ごとに分けて使ったらわというご指摘がございました。これに関しましては、うちのほうでも踏まえてはございました。ただ、官貸車自体移動するのがなかなか難しいような状況、下のほうに書かれておりますがシャッターつき路線でするにも置き雪対策のために巻き出しをして置き雪を少なくしております。これである程度はシャッターつきでなくても解消できるということが言えると思えます。西部地区と入れかえた場合についても、浜町、西部と除雪の水準の格差が起きるというものは除雪車自体重量によって雪を押す圧力が違います。その辺のことを加味しますと、浜町方面は官貸車、重い重量のショベルで西部方面に関しましてはちょっと軽いショベルを使用しておりますので、当然その辺で、今の状況でもわかるかと思えますけれども、浜町方面がある程度圧雪状態がないような状態で、西部方面は13トンの官貸車入れて路面整正しているような状況でございますが、その辺路面整正しなくてもある程度きれいな状態にはできるということで、格差がつきます。その辺の部分の懸念でございます。うちのほうで考えていますのは、民間車の1台、どこかの路線で来年も別な路線で使うというような考えを持っています。もう一つでございますが、路線を余りやたらにかえることによって運転手自体の混乱を招くというような状況にもなります。その辺のことを加味して、先ほど申しましたように来年度の除雪は考えていきたいというふうに思っています。

今後のシャッターつきの検証としましては、まずうちのほうで行った部分に関しましてはとりあえず使用運転手の聞き取り調査、これまた運転手によってもいろんな考え方がございまして、いいと言ってみたり、悪いと言ってみたり、そういった部分もございまして、とりあえず建設水道課のほうに来てもらって聞き取り調査をしました。今とりあえずシャッターつきプラウを使っている

のは2名でございまして、運転手Aにつきましては、プラウがあるならあったほうが良いと、間口除雪で有効、大変良いと、雪を多く抱いていけると。運転手Bにつきましては、プラウがあるならあったほうが良いと、間口間隔を決めたほうが良いと、ある程度長くなると間プラウやったにしても先ほど言った写真にも示したとおりプラウの中に多く雪を抱いて、それをどこかにやらなければならない。その雪がどこかにたまるのです。そういった場所があればいいのですけれども、場所がないところであれば路上にたまるというような状況、そういった部分考えると間口長くすればシャッターつきプラウを長い間口の部分で使えるものではないということがわかると思います。特に間口が広い場合には抱いた雪の処理に困るため、シャッターつきで間口全部は無理というような検証が運転手の口から得られております。次、シャッターつきプラウショベルに同乗または追跡して実態を調査。夜中私も出て、間口の状況、ショベルの中に乗って運転手と同乗して、同乗すればわかるのですけれども、それ写真撮るとなるとかなり見にくいような状態になりますので、とりあえず乗ったはいいのだけれども、その状況というのは写真にはあらわされません。ビデオでも無理でございまして。かなり照度あるライトで照らさない限り無理でございまして。そのほかに、実働路線の個別の評価調査、今行っている最中です。中間発表なのですけれども、半々でございまして。いいと言う人もいたり、悪いと言う人もいたり、今までと変わらないと言う人もいるような状況でございまして。その辺につきましては、ある程度結果が出た段階でまた発表しようかなというふうに思っています。建設水道課の評価でございまして、汎用プラウでの巻き出し、これに関しては先ほど写真の中で示したとおり、個人の技量、腕、考え方によって多い、少ないが出てきます。シャッターつきプラウを使ったにしても多い、少ないは出てくると思いますけれども、うちら見る限りでは、シャッターつきプラウを使ったほうがその加減が少ないような状況に思われます。町所有、民間所有ともども今後は所有を進めていきたいというふうに考えてございまして。ただ、車庫前は3メートルだとか、間口前は2メートルだとか、その長さを決めながら、その辺2メートル、3メートルという部分は今ざっくばらんに話した部分で、今後また変わるかもしれませんけれども、そういった形である程度間口あける長さを決めていきたいというふうに思っております。

以上でございまして。

○9番（工藤澄男君） 大体今の説明でわかりました。私がお聞きしておいた部分まで課長のほうから答弁いただきまして、私も運転手さんなり、それから実際にその路線の人に聞いてみたのですけれども、今課長が言うようにいいと言う運転手さんと、まるっきりだめだと言う運転手さんと半々といえば半々です。今課長言っていましたけれども、確かにシャッターつきの場合は同じ残っても今までよりは少ないと言っていました。今まで普通の機械で押したのよりは多少少なくなってきたという部分。ただ、問題なのは、家並みの中で除雪した場合にどうしても持っていき場所がないので、雪捨て場が一番困るというのが運転手さんの悩みの種のような感じです。結局きれいにはやってやりたいけれども、余りにも雪が多過ぎて持っていく場所がないと、近所に例えば捨て場的なものがあれば、そこまで持っていけるのだろうけれどもということなので、古平町内、畑に投げさせてくれというのは無理かもしれませんけれども、例えば雑草地として残っている広い場所結構ありますので、そういうところを町が率先して、例えば頼んだりして一時的にでもそこに置くと、そし

でもしそれがたまったら、そのときは排雪なりしてやるぐらいの気持ちで、なるべく運転手さんがそこに持っていけるような形にできるのが理想ではないかと思うのですけれども、今後そのような考え持っていますか。

○建設水道課長（藤田克禎君） 路線の場所によってはそういった場所をうちのほう主導で設けているところはございますけれども、実際の話足りないかと思えます。今後につきましては、そういった部分で運転手の情報を得ながら、そういった場所を借りれるものなら借りて、賃貸料なしというのであれば借りれるものなら借りるということで考えていきたいと思えます。

○4番（本間鉄男君） まず、19ページの障害福祉費ということで、手話奉仕員の養成ということで余市のほうで講習を受けるということで、手話通訳者をふやしていくということなのですけれども、これの今8万円の予算というのは何名分で、今までで古平町で正式な資格というのはいろいろな段階であるのかなと思うのですけれども、その最終的な資格というのですか、そういう部分では何名現在在籍しているのですか。

それと、その下のほうの衛生費というところでお伺いしたいのですけれども、若い人方に対する子宮頸がんとか、そういうワクチンの接種を町で年代を国の基準より広げて行っておりますけれども、ことしこの予算の中の対象者と、それと実際にワクチンを接種した、あれ3回か4回でしたか、その実態というものはどの程度になっておりますか。

○保健福祉課長（佐藤昌紀君） まず、1点目の手話奉仕員の養成の関係ですが、23年度については2名分の負担金であります。それで、23年度の養成講座の内容が実践編ということで、この養成講座の入門編、基礎編、実践編、それから最終段階の24年度で今のところ協会のほうで考えているのは、さらに手話通訳がほぼできますよという段階の最終編という4段階に分けてやってきている状況にあります。23年度が実践編という講座でございます。それで、今古平町内に古平手話会という団体がございます。そちらに会員登録している方が、ちょっと記憶での人数なのですが、10名程度の方がいると聞いております。ただ、レベルとしましては、実際に今手話通訳をされている方が2名、それと同等レベルにある方、この実践編を受けた方については同等レベルにあるのですが、自分の日々の仕事の関係だったりとかで実際には奉仕してもらえていない方もおります。それから、基礎編の受講は終わっているのですが、その後都合等で上のレベルの講習を受けられていない方等々おります。今実際に手話通訳としてお手伝いいただいている方については実質的には1名です。登録はしておりますけれども、1名です。それで、協会で行っております試験の級とかを持っている方については、古平町にはおりません。

それから、2つ目の子宮頸がんですが、ちょっとお待ちください。人数は今ちょっと計算はしかねますので、回数で申しわけないのですが、2月末現在で延べ回数、国の補助基準になっております中学校1年生から高校1年生に相当する年齢の方で延べ112回、これを単純に3回で割り返すと37名という形になりますけれども、単純にはそういかない状況です。

それから、済みません、ちょっと答弁調整お願いします。

○議長（逢見輝続君） それでは、20分まで休憩いたします。

休憩 午前11時10分

再開 午前11時20分

○議長（逢見輝統君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

○保健福祉課長（佐藤昌紀君） 大変失礼いたしました。

国の対象部分になっております中学1年生から高校1年生までの2月末現在で終わっている回数になるのですけれども、58回、単純にこれを3で割りますと約19名の方で、今後の予定が15件ほど見込んでおりますので……

○議長（逢見輝統君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時20分

再開 午前11時22分

○議長（逢見輝統君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

○保健福祉課長（佐藤昌紀君） 今後の予定が15件ほど見込んでおきまして、23年度最終的には73回ほど接種があるだろうと見込んでおります。それで、3回の接種ですので、2回目、3回目がまだ終わっていない方等が出てくるという関係で、実人数としては30名くらいの方が接種するだろうという予測をしておきまして、接種率で86.9%と見込んでおります。それから、町が独自に拡大している高校2年生から19歳までの方については、2月末現在で54回接種が終わっております。単純に3回分で割って18名の方というふうに見込んでおります。それから、今後接種見込みが20件、合計年間74回というふうに見込んでおります。それで、先ほどと同じく2回目、3回目の未接種ということで実人数的には31名の方が最終的に接種するというふうに見込んでおきまして、接種率71.7%見込んでおります。

○4番（本間鉄男君） 今国の対象でいうと86.8%ということですよ。成績というか、そういう要望としては意外と高い接種率なのかなと思うのですけれども、先日もちょっとテレビで、芸能人が30ぐらいで子宮がんになって、20代でしたか、1回子宮がん手術をして、そのまんまそれで大丈夫だろうと思って放置したら何年か後にまたなったということで、先日子宮がんになったせつない思いというのがテレビに出ていましたけれども、我々男性にはよくわからないのですけれども、女性成にとっては大変大事なことだろうと思うのです。そういうことで、もしできれば個人的な部分でまだ受けていない人に、例えば受けてみてはどうですかというような過程に学校の中で言うのがいいのかどうかという問題もありますので、その辺を含めて100%、特に高校1年生までのそういう子供たちには広めていけるようお願いしたいと思うのですけれども、どうでしょうか。

○保健福祉課長（佐藤昌紀君） 今のご質問ですが、まず子宮頸がんワクチンの効力の関係なので、性交渉がある前だと有効、性交渉があれば効き目がないという関係がございます。そういうことで、国のほうで考えたのが中学校1年生から高校1年生が適当であろうというふうに見込んでおります。ただ、町のほうとしては、子宮がん検診が行われる20歳まで、20歳から行われます

ので、19歳まで拡大してやるのが適当だろうということで町が独自に拡大して行っております。20歳以降については、がん検診を受けてもらって早期発見というふうに考えております。それから、2つ目にありました受診率100%の話ですが、あくまでも今の接種事業の立場上任意接種です。接種の勧奨というのを積極的にすべきなのかどうなのかという部分では、疑問符が出る部分です。そこについて定期接種化について今国に要望をしている最中です。定期接種になると勧奨もできるようになりますので、その辺を要望している最中でございます。

以上でございます。

○4番（本間鉄男君） 個人に対する勧奨というか、そういうあれは必ずしなさいよという強制ではないのですよね、結局啓蒙というか、受けたほうがいいですよという中で、だからさっきも言う有名な女優さんでもなっているのだ、そういうことというのは受けていない人方にも、ああ、やっぱり受けたほうがいいのだなというような、そういう気持ちにさせるということは、強制的なワクチン接種ではないわけですから、その辺はやっぱり考えてもいいのかなと思うのです。

○保健福祉課長（佐藤昌紀君） 24年度以降も接種事業については継続していきたいと思っておりますので、広報の仕方について工夫しながら、より多くの方が接種されるよう努めてまいりたいと思います。

○7番（木村輔宏君） 20ページになるのですが、2つほど聞きたいのですけれども、今回もまた補正になりましたよね、除雪の関係で。何年前からかというところちょっと記憶がないのですけれども、例えば15センチだとか、それくらいから18センチくらいまでありましたね、除雪の対象として。それによって金額が無駄な部分が少なくなったというのか、いいのか、それともことしみたいく例えば新地のほうでいくとそれによって道路がひどくなりましたと、逆に14センチでかいていたほうがよかったのか、18センチは間違っているかもしれないけれども、それによってかえて道路が悪くなったのかという、その考慮、それからさっきちょっと課長からお話ありましたように運転手の技術の問題もありますということになってくると、ことし例えば夏やれるのかどうかわかりませんが、ある程度技術を向上させる方法というものはとれるのかどうか。でないと、同じ苦労しなくてはいけないお年寄りが毎回同じところで泣くということになると思う。やっぱり技術向上という意味でいけば必要な部分ではないかと思っておりますけれども。

○建設水道課長（藤田克禎君） 済みません。ただいま除雪基準の改正によりまして今回あった金額の部分、資料を持ってきておりませんので、後でまた資料をお示し申し上げます。

それと、除雪の運転手の技量、ひところ西部地区、二、三年前ですか、職員かわっているのです、担当する運転手のほうが。それから見たらかなり技術的には上だと思えます、今やっている運転手自体が。苦情もかなり少ないような状態になっていますし、苦情自体がほとんどないような状態。これで住民の人が満足しているかどうかという部分はわかりませんが、そういった状況で、運転手の技量としては西部地区はある程度はいい技量の持ち主だというふうに判断しております。それと、さっき言っていた官貸車と民間車の使っているショベルの重量自体が違う。ショベルというのは、うちの所有しているショベルに関しては13トン、民間車のほうに関しては11トン、2トンの差だけしかないような状況なのですけれども、町の所有車自体がチェーン巻いているような状況

で、チェーンを巻くことによって機械に与える消耗耐用年数自体が短くなるような状況にもなるというふうに思いますので、そこら辺の部分、先ほど木村議員さんが言いました技量の部分をもうちょっと煮詰めて考えてみたいというふうに思っております。

○議長（逢見輝統君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第8号 平成23年度古平町一般会計補正予算（第6号）を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第2 議案第9号

○議長（逢見輝統君） 日程第2、議案第9号 平成23年度古平町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○民生課長（佐々木容子君） ただいま上程されました議案第9号 平成23年度古平町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）につきまして提案理由をご説明申し上げます。

本件につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,745万1,000円減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億3,313万1,000円とするものでございます。

歳出からご説明申し上げますので、議案38ページ、39ページをお開きください。1款総務費、1目一般管理費につきましては、既定の予算から85万8,000円を減額するもので、当初1年分で積算しておりました臨時職員1名が8カ月間の配置になったことによる整理補正でございます。内訳といたしましては、4節共済費の臨時職員社会保険料が7万9,000円の減、7節賃金が77万9,000円の減となっております。

次に、2目広域連合負担金につきましては、既定の予算から2,659万3,000円を減額して1億9,146万8,000円とするもので、去る2月28日開催の後志広域連合の定例会で広域連合の収入科目である分賦金として補正の議決をいただいております。連合予算の古平町分の補正内容でございますが、歳入で国庫支出金である療養給付費等負担金、普通調整交付金、道の支出金でございます高額医療費共同事業負担金、普通調整交付金が減額となる一方で、国保連合会から交付される共同事業交付金が大幅に増額となり、歳入合計が2,877万円ほど増となっております。歳出では、広域連合から国保連合会へ支出される共同事業拠出金が減額となる一方、過年度の療養給付費等負担金の精算還付金が増額となり、歳出合計は218万円ほどの増となっております。広域連合に対します町の負担

金は、歳入歳出を差し引いた額となりますが、今回の連合予算の補正により古平町の負担金に過払いが生じたことから、減額を行うものでございます。

次に、歳入をご説明申し上げます。36ページ、37ページをお開きください。1款1項1目の国民健康保険税につきましては、年度当初からの調定額の推移、それから収入状況を勘案しましての減額であります。一般被保険者現年課税分の医療分が1,436万6,000円、後期高齢分が400万9,000円、介護分184万7,000円をそれぞれ減額しております。

3款繰入金の一般会計繰入金につきましては、既定の予算から722万9,000円を減額するもので、4節職員給与費等繰入金は歳出の臨時職員賃金等の減額によるものです。9節財政支援繰入金につきましては、歳入歳出の財源調整により637万1,000円を減額しております。

以上で議案第9号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（逢見輝続君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。

○4番（本間鉄男君） 39ページの広域連合負担金の減額についてなのですが、国で国保会計が全国各町村赤字だということで財政的に大変だということで、たしか国からの補助というのですか、それをかなりふやしたはずなのです。それでもって、それが今の説明であればどういう形で来たかちょっとわからないのですけれども、共同事業のほうが大幅にふえたという話がありましたけれども、それは国のこのたびの国保に対するふやしたという、そういうあれと関連があるのかどうか、それをまず1つお伺いしたい。

それと、37ページの収納率の関係なのですが、ペナルティーというのは今広域連合で一応とられないというか、そういう話になってはいますけれども、例えば収納率そのものが古平町が低いということであれば、ペナルティーとられないけれども、負担金をふやされているのかなという思いもするのですけれども、その辺どうなのでしょう。

○民生課長（佐々木容子君） まず、1点目、広域連合の歳入部分でございまして……申しわけありません、答弁調整をお願いします。

○議長（逢見輝続君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時38分

再開 午前11時39分

○議長（逢見輝続君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

○民生課長（佐々木容子君） 1点目、広域連合の負担金、広域連合の歳入増ということでございまして、国からの支援増ということではありませんで、共同事業交付金につきましては保険財政共同安定化事業、高額療養費共同事業分に関しまして交付されるものでございまして、国からの交付金部分とは関係のない部分でございまして。

それから、2点目、ペナルティーに関しましては、広域連合としてはあくまでも100%ということで、古平町からも収納率100%の保険税分を納付しております。収納率が例えば100%ではなくて

90、93ということになりますと、その部分は当然古平町の国保会計収入ごさいませんので、一般会計からの繰り入れなり何がしかの財源をほかに求めなければならなくなるかと思えます。

○4番（本間鉄男君） そうしたら、国からどういう形で、全国の各町村に直接行っているのか、都道府県単位で行っているのか、たしか増額という、前にそういう記事が出ていたと思うので、それがどういう形で来ているのかなと、それが直接各町村には来ないということなのだろうかかと私自身では思っているのですけれども、それがどういう仕組みで国が国保の赤字会計に対する援助というか、そういうことを行っているのかなという疑問があったものですから、それをお聞きしたいなと思ひまして。

それから、さっきの収納率のあれでペナルティーがなくなったということは、簡単に言うと今までは94でしたか、3でしたか、それでもって例えばそれ以上いくと減額幅がなくなるとかいうことがありましたよね。今例えば89%だといったら、その幅が余計大きくなりますよね。結局100%ということは、簡単に言うと古平のペナルティー部分が100だから、早い話全部、今まで各町村でやっていた古平町の場合よりは、100%全額だから、逆に言うと負担がふえたという考え方でよろしいのでしょうか。

○民生課長（佐々木容子君） 以前ペナルティーが発生した時点で、国なりからの交付金は当然にペナルティーということで減額になっていたのですが、現在はあくまでも広域連合の関係で100%ということになりますので、ペナルティーで減額されるということはごさいませんので、その分は減額なしの額で国から来るということになります。

○4番（本間鉄男君） ペナルティーがこないのはわかるのだけれども、今まで例えば93でしたか、4でしたか、それでもってペナルティーくるよ、こないよというような話だったので、今100%であれば結局古平町の持ち出しは持ち出しとしてあるのでしょうかけれども、古平町の予算のつくり方というのは今まで大体ペナルティーがこないという基本の数字でつくってきたのです。100%という予算でつくらなかったと思うのです。だから、結局そういう予算と、今の広域連合になった場合に100%であるから、その差額というのがやっぱりあるのかなと思うのですけれども、どうなのでしょう。

○副町長（田口博久君） 国保の税の考え方なのですけれども、基本的な計算の話からいきますと、必要額を賦課しておりません。そういう状況になっているのです、現実的に。それから、ちょっと話飛びますけれども、今のペナルティーという話ですけれども、収納率が一定額より低いということは自主努力が足りないということで、国の調整交付金をその分収納率に応じて一定率減額しますよということですので、そこがまた安定化事業という給付の率が変わったりとかというまた別の形で波及していくのですけれども、まずそれはそれとして、例えば国保の場合基本的な理屈の数字からいくと医療費1億かかったら、そのうちの5,000万なりは保険税に求めなさいよと、2分の1は例えば国で持つから、あとの2分の1は保険税で賄いなさいよというのが原則です。そうしたら、仮に1億の医療費、今うち4億以上の医療費なのですけれども、その医療費の2分の1なら2分の1に見合うだけの税を全額として課税しているかという話になると、そこまでの負担を求め切れていないというのが予算書見ていただければわかると思うのですけれども、数字の上からの現状です。

したがいまして、調整交付金で500万減額になったとかという数字ではなくて、済みません、話が行ったり来たりになってしまいますけれども、介護の場合はその収納率を見越した形で賦課しています。ということは、5,000万必要だとしたら、収納率90%だとしたら4,500万しか入ってこない。5,000万どうしても必要なのだから、賦課する額を5,500万にしたらその95%だったら5,000万確保できるだろうというふうに、そういう考え方で介護保険の場合は保険料自体も上がってくるのです。収納率を見越して、確実に入る額でもって予算を見るとというのが介護保険の考え方です。

ですけれども、国保の場合はそうやって収納率を見越して、どうしても必要額5,000万であれば、収納率90で5,000万を確保するためには5,000万を9で割り返した数字を税に求めるという計算をしなければならぬのですけれども、そういう計算をしていないのです、現実に。ですから、今収納率が100と見たり、調整交付金が満度入ってきているからといって、浮く額といいますか、そういったものは発生してきません。それで、現実にその給付費に足りない額が今年度で4,000万なり、あるいは来年度、新年度には5,000万一般会計から繰り入れるという形をしています。ですから、特別会計の原則からいけば、一般会計からの繰り入れ分を含めた形を本来は税に求めなければならないというのが特別会計の本来の姿です。ですけれども、医療費の状況をいろいろ考えて、そうすると国保の被保険者の負担というのは膨大な額になります。そこまで求められないということで、今実際に一般会計からの繰り入れという形で収支を合わせている現状にありますので、先ほどの広域連合との関係になってきますけれども、広域連合のほうでは医療給付分、それに見合った地で国なり道なり、あるいは共同事業、国、道、町なりが拠出して基金をつくって、一種の保険みたいなものですが、医療費が大きくなった場合にはそこからお金をもらうというような形になりますけれども、そういった部分については広域連合が保険者として行って、差し引き足りない分、ですから今回広域連合の負担金が補正後の額で1億9,100万、まず2億の額ですよ、これに対して今保険税入ってくるのが9,900万、今回の補正後の保険税で収入見込み、今回収納率89%を見ています。これで今年度23年度9,916万1,000円です、収入見込みが、そしてそれに対して次の歳出のほうの広域連合の負担金の欄外、補正後の額が1億9,146万8,000円、ですから広域連合に払わなければならないというか、この中に広域連合の負担金の中には広域連合の国保担当職員の人件費相当分というのがありますけれども、大部分が医療給付に係る分です。ですから、現実には2億必要になるわけです、医療給付分で、それに対して今税に求めているのは9,900万、1億弱を求めているというのが国保会計の収支についての状況ですので、先ほどの本間議員さんの質問に対するすばっとした的確な答えではありませんけれども、税の関係は国保会計の給付費と税の関係というのはこのようなことだということをご理解していただきたいと思います。

○8番（真貝政昭君） 今の説明で、医療給付に対して約半分を税に持っていくというのがありましたよね。国保の会計の負担割合からいったら、窓口負担が何割、それから残りを税と国とで補てんするという図式がありましたよね。新聞報道だと、国がよこすべきものをよこしていないというのが加速しているというような報道もあるのですけれども、そこら辺の検証は広域に加盟している各自治体、古平町なら古平町独自ではじき出せるものなのか、それとも本体となっている広域ではじき出せるものなのか、どういうふうになっているのですか。

○副町長（田口博久君） ちょっと質問の意図といたしますか、今真貝議員さんおっしゃった国がよこすべきものをよこしていない、それが何についてのことなのかお示しいただきたいと思います。それによって、真貝議員さんおっしゃった国がよこすべきものをよこしていないと言われていたけれどもというお話でしたので、それが何なのかを特定していただければ、広域ではじき出せるものなのか、町村で算出できるものなのかお答えできるかと思いますが、それが特定できないものから、今私の段階ではお答えできない状況です。

○8番（真貝政昭君） 質問する側も特定できない状態でお話ししているのですけれども、今やられていることは金銭的には正しくやられているという前提で提案され、説明されているものですから、新聞報道では国が負担すべき割合というの必ずあって、それがきちんとやられていれば、厳しいとはいえそんなにひどくはなっていないのだと。国と、それから加入者あるいは自治体のこういう形での一般会計とかの繰り入れということで加速しているでしょう。加入者あるいは自治体の負担が加速しているわけですね。本来はこういう事態を打開しなければならないのですけれども、その中で国の負担すべきものが実際の国保会計とかに実害を与えているという報道です。そこら辺の検証が広域でなされているのか、あるいは各自自治体の責任でそこら辺は判断すべきものなのかというのがあるのですけれども、そこら辺は全然課題としてはとらえていないということなのではないでしょうか、今の何を言っているのかよくわからないということに対しての質問なのですけれども。

○副町長（田口博久君） 新聞段階での話としてはあるかもしれませんが。ただ、制度上の理論的な話なのかなという気もします。それから、現実には真貝議員さんおっしゃっているように、最近の国保新聞というものもあるのですけれども、そういった中では、赤字ですね、国保会計の繰り上げ充用、それから法定外繰り入れ、要するに一般会計からの財政支援ですね、それはふえている。それから、それも地域性があるというようなことが出ておりましたので、そういった状況であることは事実だと思います。ただ、それが国が本来つくろうとした制度の中で今法律なりで負担割合とか決めていきますので、そういった大筋でのよこすべきものをよこしていないということはないと思いますけれども、社会福祉の概念、あるいはそういった理論的なところから、国は本来もっと負担すべきだとかというようなところもあるかと思いますが、そういった部分については本来保険者が考えるべきことでしょうけれども、当然にそのもとになっているのは私たち自治体ですし、会計持っているのは町村ですので、広域連合だけの問題ではないというふうに思っております。

○議長（逢見輝統君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第9号 平成23年度古平町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで昼食のため1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時58分

再開 午後1時00分

○議長(逢見輝統君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎日程第3 議案第10号

○議長(逢見輝統君) 日程第3、議案第10号 平成23年度古平町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○建設水道課長(藤田克禎君) ただいま上程されました議案第10号 平成23年度古平町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)について提案理由のご説明を申し上げます。

本件は、既定の予算から歳入歳出それぞれ3,362万1,000円を減額し、予算総額をそれぞれ1億5,668万8,000円とするものでございます。

50ページ、51ページをお開きください。歳出からご説明を申し上げます。1款1項1目一般管理費、既定の予算から464万円の減額で3,194万9,000円とするものでございます。27節公課費で消費税の減免によるものでございます。

2款2項1目施設整備費は、既定の予算から2,469万5,000円の減額で3,000万7,000円とするものでございます。これにつきましては、11節需用費で執行残により消耗品費での減額、13節委託料と15節工事請負費で入札残と未執行による減額でございます。とりわけ配水管布設がえ工事1,931万4,000円の減額につきましては、国庫補助事業費の削減も理由として挙げられます。

4款1項1目基金費で、既定の予算から428万6,000円の減額で520万円とするものでございます。これにつきましては、簡易水道財政調整基金積立金の見込み額の減少によるものでございます。

戻りまして46ページ、47ページをお開きください。歳入でございます。1款1項1目使用料では、既定の予算から549万9,000円の減額で1億1,261万7,000円とするものでございます。1節現年度分で549万9,000円の減額、これにつきましては使用料の見込額の減少によるものでございます。

3款1項1目施設整備費補助金では、既定の予算から730万円の減額で486万6,000円とするものでございます。これにつきましては、補助対象事業費の確定によるものでございます。

5款1項1目一般会計繰入金では、既定の予算から45万6,000円の増額で1,336万円とするものでございます。これにつきましては、一般会計でもご説明いたしましたが、普通交付税の算定額の確定によるものでございます。

5款2項1目簡易水道財政調整基金繰入金では、既定の予算から467万8,000円の減額で314万6,0

00円とするものでございます。これにつきましては、見込額の減少によるものでございます。

次に、48ページ、49ページをお開きください。7款1項1目簡易水道事業債では、既定の予算から1,660万円の減額で970万円とするものでございます。これにつきましては、起債対象事業費の確定によるものでございます。

次に、41ページをお開きください。これにつきましては、地方債の補正の表でございます。起債の目的といたしまして簡易水道等施設整備事業債、限度額といたしまして補正額1,660万円を減額いたしまして補正後の額970万円とするものでございます。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、記載のとおりでございます。

以上で提案理由の説明を終わります。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（逢見輝統君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、質疑を終わります。
これから討論を行います。討論ございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、討論を終わります。
これから議案第10号 平成23年度古平町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第11号

○議長（逢見輝統君） 日程第4、議案第11号 平成23年度古平町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○建設水道課長（藤田克禎君） ただいま上程されました議案第11号 平成23年度古平町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について提案理由のご説明を申し上げます。

本件は、既定の予算から歳入歳出それぞれ23万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億8,076万3,000円とするものでございます。

59ページ、60ページをお開きください。歳出からご説明申し上げます。1款1項1目一般管理費、既定の予算から36万円を減額し、2,257万6,000円とするものでございます。1節報酬で10万2,000円の減額、12節役務費で3万8,000円の減額、19節負担金補助及び交付金で水洗便所改造等工事資金助成金で22万円の減額、これらにつきましては執行残によるものでございます。

2款1項1目施設管理費、既定の予算から197万8,000円を減額し、3,359万円とするものでござ

います。11節需用費で50万円の減額、13節委託料で147万8,000円の減額、これらにつきましては未執行、執行残で年度末の整理補正でございます。

戻りまして、57ページ、58ページをお開きください。歳入をご説明申し上げます。4款1項1目一般繰入金、既定の予算から211万8,000円を減額し、1億1,763万6,000円とするものでございます。1節一般会計繰入金で211万8,000円の減額でございます。

2項1目施設整備基金繰入金で既定の予算から22万円を減額し、28万円とするものでございます。これらにつきましては、決算見込みの額の確定によるものでございます。

以上で提案理由の説明を終わります。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（逢見輝統君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第11号 平成23年度古平町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第12号

○議長（逢見輝統君） 日程第5、議案第12号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例案を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務係長（五十嵐満美君） ただいま上程されました議案第12号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例案について提案理由の説明を申し上げます。

古平町の職員の勤務時間につきましては、現在午前8時30分から午後5時30分までとなっております。これを午前8時45分から午後5時30分までと勤務開始時間を15分繰り下げる内容であります。これにより、1週間の勤務時間が40時間から38時間45分となるものであり、関連する条例を4本まとめて改正する改正案であります。

改正の経緯としましては、平成18年度において国家公務員が週40時間の勤務時間としたことに準じて古平町も平成19年度からそれまで週38時間45分の勤務時間から週40時間に改正しました。その後平成20年に民間の勤務時間との均衡を図るよう人事院勧告がなされ、国家公務員については平成21年度から週38時間45分へと改正されました。古平町においては、週40時間に改正してから期間が

短かったことから、町民への影響を考慮して改正は見送っておりましたが、北海道を初めまして古平町を除く道内市町村すべてが週38時間45分となったこと及び職員組合との協議も経て、改正することといたしました。

改正内容につきましては、新旧対照表にて説明いたします。説明資料の1ページをお開きください。1ページ、第1条につきまして、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正を規定しております。この条例の改正につきまして、第2条において週40時間を38時間45分に改正しております。

同条4項におきまして、育児休業に係る短時間勤務をしている職員の勤務時間の規定を追加しております。

第3条から以下第21条までの改正内容につきましては、1日8時間から7時間45分勤務となることによる改正と育児休業に係る短時間勤務職員についての規定を整理したものであります。

続いて、3ページになりますが、第2条におきまして、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正を規定しております。第11条、時間外勤務手当において1日8時間勤務から7時間45分に改正されることに伴い、再任用における短時間勤務職員に係る時間外勤務手当の計算基準を改正するものとなっております。

続いて、その下、第3条ですが、古平町高齢者総合支援センターの設置及び管理に関する条例の一部改正の規定でありまして、第17条、利用時間及び対応の規定で、勤務時間の改正に伴い、包括センターの利用時間を改正するものとなっております。

続いて、4ページになります。第4条、職員の育児休業等に関する条例の一部改正の規定であります。第1条の規定改正となっておりますが、育児休業における短時間勤務職員の勤務の形態、方法を定める規定となっております。1週38時間45分に改正することに伴い、半日勤務や週3日勤務などと承認されている場合の勤務時間が改正される内容となっております。

以上、提案理由の説明を申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（逢見輝統君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第12号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例案を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第13号

○議長（逢見輝統君） 日程第6、議案第13号 特別職で非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○教育次長（村上 豊君） ただいま上程されました議案第13号 特別職で非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案について提案理由をご説明申し上げます。

本条例の一部改正の要点といたしまして2点ほどございます。1点目は、4ページをお開きください。済みませんけれども、説明資料の5ページもお開きください。これは、スポーツ振興法の全改正によりスポーツ基本法が平成23年6月24日に公布されましたので、従来の体育指導委員にかわり、スポーツ推進委員に名称変更するものでございます。2点目でございますけれども、2点目は不登校児童生徒相談員でございます。これは、24年度の生涯学習アドバイザーの報酬の財源措置といたしまして特別交付税の財源措置がされますので、予算上、不登校相談員として任命するために古平町不登校児童生徒相談員設置規則を制定いたしましたので、それに伴い、条例に盛り込むための一部改正でございます。

改正内容といたしまして、新旧対照表についてご説明申し上げます。改正前でございますが、生涯学習アドバイザー、月額15万円、体育指導委員5,000円となっております。改正後でございますが、不登校児童生徒相談員、月額15万円、スポーツ推進委員5,000円ということでございます。別表中の体育指導委員、日額5,000円を不登校児童生徒相談員、月額15万円、スポーツ推進委員、日額5,000円に改めるものでございます。

ご審議の上、決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（逢見輝統君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第13号 特別職で非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第14号

○議長（逢見輝統君） 日程第7、議案第14号 古平町公営住宅管理条例の一部を改正する条例案

を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○建設水道課長（藤田克禎君） ただいま上程されました議案第14号 古平町公営住宅管理条例の一部を改正する条例案をご説明を申し上げます。

けさお配りしましたA4の1枚物の表題、古平町公営住宅管理条例の一部を改正する条例案説明資料をお出してください。この条例の理由でございますが、1としまして改正理由、地域主権一括法による公営住宅法の改正に伴い、古平町公営住宅管理条例の一部を改正する必要があるためでございます。2といたしまして、先ほど申しました公営住宅法の改正があったということでございますが、内容としましてはあるということでございますが、改正の内容としましては同居親族要件の廃止、これにつきましては入居条件から同居、または同居しようとする親族があることを廃止、それから同居親族要件の廃止により単身入居者の特例が廃止となります。（2）でございますが、入居収入基準の改正、これにつきましては入居資格のうち、入居収入基準について事業主体、道または市町村が条例で定めることとなります。また、本来階層、または裁量階層の入居基準の上限といたしまして収入分位50%に相当する金額、金額でいいますと25万9,000円まで条例で制定できるというふうになります。下の数字でいいますと、本来階層では25万9,000円以下、裁量階層につきましても25万9,000円以下となります。どういうふうに古平町公営住宅管理条例の改正をしたかということの内容でございますが、3番目に書かれております。同居親族要件の適用といたしますと、この理由でございますが、本町の住宅ストックは世帯向けであり、住戸の効率的な使用をするため適用とすると、また寄り合い世帯の入居となると入退去や借り手側の管理責任について問題が生じる可能性があるため、寄り合い世帯の入居を制限すると。2つ目としまして、入居収入基準については平成21年の改正のままと考えました。本来階層でいえば15万8,000円以下、裁量階層でいえば21万4,000円以下ということにいたしました。その理由としましては、公営住宅の趣旨から住宅に困窮する低額所得者に対し、低廉な家賃で供給されるものであるため、低所得者に優先的に住宅を供給するという趣旨から、基準額を決定いたしました。これで、21年度から現在に至るまでの間に37件の入居申し込みがあった中で、15万8,000円に該当になっていて外れた方につきましては3件ほどございました。また、近隣の入居者の基準額、近隣町村の状況をかながみまして入居基準を考慮しております。3といたしまして、公営住宅法施行令に委任していた条文を古平町公営住宅管理条例施行規則に委任いたします。これにつきましては、公営住宅法施行令に委任していた単身者入居の特例、60歳以上、障害者、生活保護、DV被害者等でございますが、入居収入基準の裁量階層の基準を規定していましたが、公営住宅法の同居親族要件の廃止により施行令から削除となったため、古平町でも規則により定めるものとしております。また、別紙に資料として新旧対照表が添えられておりますが、後ほどごらんください。

以上、提案理由のご説明を申し上げます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（逢見輝続君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第14号 古平町公営住宅管理条例の一部を改正する条例案を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第15号

○議長（逢見輝統君） 日程第8、議案第15号 古平町立学校設置条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○教育次長（村上 豊君） ただいま上程されました議案第15号 古平町立学校設置条例の一部を改正する条例案について提案理由のご説明を申し上げます。

次のページをお開きください。本条例の一部改正は、古平小学校の改築に伴い、学校の位置を改正するものでございます。

古平町立学校設置条例の一部を改正する条例。

別表第1の古平小学校の項、位置の欄中「浜町932番地」を「浜町370番地」に改めるわけでございます。

以上でございます。よろしくご審議の上、決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（逢見輝統君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第15号 古平町立学校設置条例の一部を改正する条例案を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第16号

○議長（逢見輝統君） 日程第9、議案第16号 北海道市町村総合事務組合規約の一部を変更する

規約についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務係長（五十嵐満美君） ただいま上程されました議案第16号 北海道市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約について提案理由の説明を申し上げます。

北海道市町村総合事務組合につきましては、古平町が加入しております一部事務組合で、規約の変更にあたっては地方自治法により事前に加入団体の議会の議決を得てから知事の許可を行うこととなっています。

今回の改正内容につきましては、説明資料の7ページ、最後のページになりますが、新旧対照表をごらんください。今回の改正は、町村合併等による組織する団体の変更ではなく、消防業務を共同処理する団体の変更でありまして、上砂川町が砂川地区広域消防組合に加入することとなり、それに伴い、同町の消防業務を砂川地区広域消防組合が共同処理することとなりました。これにより、新旧対照表にありますとおり共同処理する団体から上砂川町が削られることとなる改正となります。

以上、説明を終わりますので、よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願いいたします。

○議長（逢見輝統君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第16号 北海道市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約についてを採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 諮問第1号

○議長（逢見輝統君） 日程第10、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○副町長（田口博久君） ただいま上程されました諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について提案理由のご説明を申し上げます。

本件は、法務大臣が委嘱する古平町の人権擁護委員のうち、田畑正氏の任期満了による同氏の再任の推薦に関するものです。人権擁護委員法第6条によりまして、委員の推薦は議会の意見を聞いて推薦しなければならないこととなっておりますので、本提案となったものでございます。

記といたしまして、住所、古平郡古平町大字浜町60番地、氏名、田畑正、昭和28年6月8日生まれ。

参考にありますように、現在の任期が21年7月1日から平成24年6月30日までとなっており、今回の推薦は2期目となります。

よろしくご審議の上、同意につきましてよろしくお願い申し上げます。

○議長（逢見輝統君） 説明が終わりました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時31分

再開 午後 1時31分

○議長（逢見輝統君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

お諮りします。本件は、異議のないものとして答申したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦については、異議のないものとして答申することに決定いたしました。

◎日程第11 陳情第1号

○議長（逢見輝統君） 日程第11、陳情第1号 障害者自立支援法の廃止を求める国への意見書についてを議題といたします。

お諮りします。本案は、総務文教常任委員会に付託の上、閉会中の継続審査とすることにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、陳情第1号は総務文教常任委員会に付託の上、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

◎日程追加の議決

○議長（逢見輝統君） お諮りします。

ただいま町長から議案第17号及び第18号が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1及び第2とし、議題にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第17号及び第18号を日程に追加し、追加日程第1及び追加日程第2として議題とすることに決定いたしました。

◎追加日程第1 議案第17号

○議長（逢見輝統君） 追加日程第1、議案第17号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長（小玉正司君） ただいま追加日程として上程されました議案第17号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案について提案理由の説明を申し上げます。

本件は、昨年9月に出されました人事院勧告をもとにしましてこの2月29日に改正されました国家公務員の給与法案をもとに、今回本町職員の給与条例を改正するものであります。

改正内容でございますけれども、大きく3点ほどございます。それでは、先ほど皆様の机の上に配付してあります議案第17号の2ページになります。次のページをめくってもらいたいと思います。まず、1点目でございますけれども、第1条、これは給料表の改正でございます。この給料表は、人事院勧告どおり職員の給料を平均で0.23%削減する内容の給料表でございます。これにつきましては、同じく追加議案の説明資料、その最後のA3縦の表を見ていただきたいと思います。これが職員の給料表、1級、2級、3級、そして6級までございます。そして、縦が左に号俸ありますけれども、何級何号というような見方でございます。ここで、ずっと上からゼロになっていきますけれども、中ほどから2級から三角、うろこの300円から1,000円、1,100円、1,400円とか、それぞれその級によって減額になってございます。ここで平均2.3%削減でございますけれども、下がらない職員もおります。大体40歳未満の職員については据え置き、そしてそれ以上の職員については、ここでいえば3級の一番最初です。61号俸ですか、300円の職員で0.09%、それから6級でいえばうろこで2,000円、下から4分の1のところですか、65号俸、この職員でいえば0.48%削減、このとおりゼロ%から0.48%、これの平均で給料表の構造上0.23%平均で削減になる、そういう内容でございます。

続きまして、2点目の改正でございますけれども、これにつきましては5ページを見ていただきたいと思います。5ページの第2条でございますけれども、ここでは何を言っているかといいますと、平成18年の給与条例の改正で地域給の導入と、都会の公務員と地方の公務員、今まではどこにいても給料同じでしたけれども、給料を分けると、そういう改正が国でなされて、古平町の給与条例も改正したわけでございますけれども、このときの条例改正で給料が下がることになった職員については、改正附則で下がる前の給料を保障すると、現給保障すると附則でうたったわけでございますけれども、今回改正の第2条は現給保障している職員の給料の取り扱いについての改正でございます。2点目の改正も大きく言えば3つほど中身あります。第2条については、3点ほど中身あります。

1つ目でございますけれども、ここで第2条の4行目に附則第7項中「100分の99.59」を「100分の99.1」に改めるとありますけれども、これは今まで現給保障していましたが、去年の改

正でも職員平均して給料下がっています。だけれども、減給している職員そのままがいいのかと、そういうことでなくて、去年も現給保障していました。減る給料でなくて現在の給料です。保つ現給保障した給料を0.41%去年も削減したのですけれども、それにつきましてはことしは99.1、逆に言えば0.9%の削減しますよということなのです。現給保障の職員についても0.9%削減しなさいと、これは去年0.41、そしてことし0.9、差引きの0.49%去年に比べれば下がるということで、先ほどの給料表でゼロから0.48まで下がりますよと、給料の構造ではと、だけれども減給されていた職員については4.9%下げると、そういう内容でございます。

次に、大きい2点目の2番目でございますけれども、今条例改正第2条で中ほどに「平成26年3月31日のまでの間」を加えとありますけれども、これ何言っているかといいますと、現給保障している職員についてもいつまでも現給保障はしませんが、平成26年3月31日までで現給保障をやめますと、そして給料を本則に戻すと、そういう内容でございます。

それから次、大きい2番目の3つ目、この中でその職務の級が6級である者にあつては55歳に達した日以後におけるとありますけれども、これは6級職、古平町では課長職の55歳以上の職員については現給保障されているわけでございますけれども、0.49%削減でなくて、昨年からなっていますけれども、現給保障から1.5%まず下げなさいと、なおかつ4.9%下げますよと、これも去年も同じです。去年は現給保障から1.5%下げて、なおかつ皆さんと同じくまた下げています。これもことしやりなさいと、そういう内容でございます。これが大きい2番目の3点目、3つのうちの3点目です。

次に、大きい3点目でございますけれども、これは附則の2項でございます。5ページの一番下に附則の2項があります。これは、平成19年1月1日施行の町の条例改正で全職員が本来1年に4号俸、今125までここで書いてありますけれども、制度では1年間に4号俸上がることになります。それを平成19年11日の条例改正、これも国の改正をもとにしての町の条例の改正でございますけれども、4号上げるところを3号までに抑制すると、そういう措置がなされております。これについてことしの人事院勧告では、若年層が民間の給与実態よりも給与が低い、若い職員については民間よりも給与が低い実態になっていると、そういうことからその乖離を埋めるという意味で36歳未満の若年層に限り抑制措置を一部回復させると、そういうことをうたっているものでございます。ただ、今抑制されていると言いましたけれども、全員の抑制につきましては昨年、平成23年1月1日からもとに戻ってございます。そういうことで、今回は平成20年4月1日と平成21年4月1日の抑制分の回復措置でございます。

以上が大きい3点でございます。今回の改正の施行期日につきましては、平成24年4月1日からとしております。

以上、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（逢見輝続君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝続君） ないようですので、質疑を終わります。
これから討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) ないようですので、討論を終わります。

これから議案第17号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎追加日程第2 議案第18号

○議長(逢見輝統君) 追加日程第2、議案第18号 古平町保育所設置条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○幼児センターみらい所長(宮田誠市君) ただいま上程されました議案第18号 古平町保育所設置条例の一部を改正する条例案につきまして提案理由を申し上げます。

保育料金の改正につきましては、昨年12月第4回定例会で既に議決をいただいておりますが、今回の改正内容につきましては保育料金そのものの改正ではなくて、保育料金を決定する際に必要となる各世帯ごとの階層区分の取り扱いについての改正であります。国からは昨年の7月に厚生労働省雇用均等・児童家庭局長名で、所得税、個人住民税の扶養控除については平成22年度税制改正において年少扶養控除及び16歳から18歳までの特定扶養控除の上乗せ部分の廃止が行われたところであるが、この見直しを行う場合、現行制度においては所得税、個人住民税の税額等と連動している保育料も医療、社会福祉制度等に関する負担に影響が生じることとなることから、このために保育料については扶養控除の見直しによる税額の変動を簡便な方法により調整し、扶養控除の見直しによる影響をできるだけ遮断することとされたい。そしてまた、保育料の算定に当たっては扶養控除見直し前の旧税額を算定するなどにより扶養控除の見直しによる影響を可能な限り生じさせないよう対応をお願いするというような内容の通知がありました。そして、この間この取り扱いについて検討してきたわけですが、そしてまた国の改正方法を注視してきたところでありますが、今月に入りましてこの改正案が国から示されまして、早速これをもって今定例会に追加提案するに至ったところであります。

それでは、国が示した改正案に準拠した本町の今回の改正条例案の内容につきまして新旧対照表を使ってご説明申し上げます。追加議案説明資料の新旧対照表2ページ目をお開きください。古平町保育所設置条例の一部改正新旧対照表、この表の左側、改正後の上から4行目以下が備考ということをもって四角でくくられてございます。この四角の中の上から7行目の後ろのほうから線引いています、及び平成23年7月15日雇児発と書かれている部分、この部分が今回の改正内容の柱となる部分でございます。ここを読み上げますと、この部分が追加されるわけですが、及び平成23年7月15日雇児発0715第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「控除廃止の影響を受ける費用徴

収制度等（厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限る。）に係る取扱いについて」の規定によって計算された所得税の額をいう。つまりこの部分をもって、先ほど簡単に国からの通知で説明したとおり、扶養控除見直し前の旧税額を計算することによって扶養控除の見直しによる影響を可能な限り生じさせないよう対応したいということの条例をどのようにいじるかという部分がこの部分でございます。また、これ以外の下線で示している部分につきましては、地方税法等の改正に伴います単なる文言整理でございます。

それでは次に、今回の条例を改正しない場合の保育料に与える影響をお示ししたいと思います。去年の4月1日、幼児センターに入所した児童は全部でもって58名います。58名のうち第1階層と第2階層、第1階層というのは生活保護世帯、それから第2階層のうちでも母子世帯等については保育料はいただいでございませぬ。そのようなお子さんが8名ほどいまして、58名から8名を引きますと50名、50名の児童から今現在23年度の保育料をいただいでおりますが、この50人の児童の保育料がみなし計算なるこの改正を行わなかった場合どのようになるかというのを調べてみましたら、まずおおむね全部でもって36人に影響を及ぼすわけでして、第3階層、所得税が4万円未満の家庭の児童が行わなかった場合は第4階層に移る、そのような子供が15人、それから第4階層から第5階層に移る子供が8名、あと第5から第6なり第2から第4とかいろいろあるのですが、全部でもって50名中36名の児童の保育料が上がることになります。パーセント的には70%を越すわけですが、このようなことから、今説明したとおりこのように改正をしなかった場合の影響は大きいものがありまして、この条例改正案をぜひご理解いただきまして、よろしくご審議の上、ご決定賜りたいと思います。お願いします。

○議長（逢見輝統君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、質疑を終わります。
これから討論を行います。討論ございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、討論を終わります。
これから議案第18号 古平町保育所設置条例の一部を改正する条例案を採決いたします。
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。
暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時52分
再開 午後 1時53分

○議長（逢見輝統君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎休会の議決

○議長（逢見輝統君） お諮りします。

議事日程の都合により、明日9日は休会としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

したがって、明日9日は休会とすることに決定いたしました。

◎散会の宣告

○議長（逢見輝統君） これで本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

散会 午後 1時54分

上記会議の経過は、書記
いことを証するためにここに署名する。

の記載したものであるが、その内容の相違な

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員